

熊本市農業委員会の農地利用最適化推進委員選考に関する要綱

制定 平成 29 年 10 月 12 日会長決裁
改正 令和 5 年 7 月 10 日農業委員会事務局長決裁
改正 令和 7 年 6 月 1 日農業委員会事務局長決裁
改正 令和 8 年 7 月 17 日農業委員会事務局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第17条第1項の規定により熊本市農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の選考等について必要な事項を定めるものとする。

(担当区域及び募集人数)

第2条 推進委員が担当する区域における推薦及び募集人数は、別表のとおりとする。

(推薦及び応募の資格)

第3条 推進委員として推薦を受ける者及び公募に応募する者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者とする。

ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(推薦及び公募の周知)

第4条 推進委員の推薦及び公募に当たっては、次の手続き等を通じて、周知に努めるものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) その他

(推薦手続き等)

第5条 推進委員の推薦は、文書をもって、次により行うものとする。

2 推薦する者は、別紙様式（様式1又は様式2）に次の事項を記載するものとする。

- (1) 推薦する区域（第2条で定めた区域の別）
- (2) 推薦する者が個人の場合は、推薦する者の住所、氏名、職業、年齢、性別
- (3) 推薦する者が法人又は団体である場合は、その名称、目的、代表者又は管理者の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の推薦をする者の事項
- (4) 推薦を受ける者の住所、氏名、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (5) 推薦の理由
- (6) 推薦をする者が同一の者について、熊本市農業委員にも推薦するか否かの別
- (7) その他、熊本市農業委員会が必要と認める事項

3 推薦する者は、前項により必要事項を記載し、熊本市農業委員会が求める書類を添付のうえ、郵送又は持参により、別に指定した期日までに熊本市農業委員会事務局宛へ提出するものとする。

(応募手続き等)

第6条 推進委員の応募は、文書をもって、次により行うものとする。

2 応募する者は、別紙様式（様式3）に次の事項を記載するものとする。

- (1) 応募する区域（第2条で定めた区域の別）
- (2) 応募する者の住所、氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (3) 応募の理由
- (4) 応募をする者が熊本市農業委員にも応募するか否かの別
- (5) その他、熊本市農業委員会が必要と認める事項

- 3 応募する者は、前項により必要事項を記載し、熊本市農業委員会が求める書類を添付のうえ、郵送又は持参により、別に指定した期日までに熊本市農業委員会事務局宛へ提出するものとする。

(募集状況等の公表)

第7条 募集の期間は、おおむね1箇月間とし、期間の中間及び終了後遅滞なく公表するものとする。

- 2 前項の公表事項は、次の事項とする。

第5条第2項及び第6条第2項に掲げる事項（第5条第2項第2号及び第4号並びに第6条第2項第2号に規定する住所を除く）及び推薦を受けた者の数並びに応募した者の数。

(候補者の選考)

第8条 第5条及び第6条の規定に基づき推薦を受けた者及び応募した者について、熊本市農業委員会は「熊本市農地利用最適化推進委員選考委員会の設置及び運営に関する要綱」に基づく熊本市農地利用最適化推進委員選考委員会（以下、「選考委員会」という。）に候補者の選考を求めるものとする。

- 2 選考委員会は、前項の求めに応じ、その合議によって候補者を選考したうえで、熊本市農業委員会に報告するものとする。

(選任)

第9条 熊本市農業委員会は、前条第2項による選考委員会の報告を受けて農業委員会総会において推進委員を選任し、推薦した者、推薦を受けた者及び応募した者に選任結果を通知するものとする。

(委嘱)

第10条 熊本市農業委員会は、前条の選任結果に基づき推進委員を委嘱するとともに、市ホームページ等に推進委員に委嘱した者を公表するものとする。

(補充)

第11条 解職、失職及び辞任により推進委員に欠員が生じた場合は、この要綱に定める手続きに基づき、速やかに補充に努めるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

- 2 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百四十一条第1項の規定により、改正前の規定が適用される場合にあっては、第3条第2項中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮又は懲役」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年7月17日から施行する。